平成２３年（フ）第１０５７号
愛知県海部郡大治町大字西條字高場５番地の２
破産者　邵城光春こと　李　　光春
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０４２号
名古屋市港区新茶屋４丁目1711番地
破産者　松岡康惠こと　松岡　康惠
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８号
愛知県長久手市岩作中脇15番地１
破産者　名東サッシ販売こと　平山　義幸
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９号
愛知県長久手市岩作中脇15番地１
破産者　平山　春美
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８１号
名古屋市北区福徳町４丁目２番地　ベルジェ102号
破産者　ＢＲＥＡＫＥＲＳこと　新田　容子
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８０号
兵庫県小野市池田町281番地、開始決定時の住所神戸市須磨区高倉台２丁目15番７号
破産者　牧野　典子
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９号
広島市安佐北区可部５丁目20番９―101号コーポ上石、破産手続開始決定時の住所広島市安佐北区亀山南４丁目17番25号
破産者　小畑　公邦
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７５号
福岡県久留米市荒木町荒木1940番地６
破産者　田中　信次
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４３４号
大分市大字古国府165番地の１スターメゾン古国府302
破産者　田口　晃次
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７７号
大分市大字古国府117番地の１三和コーポ30―613
破産者　河内　優子
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
開始決定時の住所北海道上川郡当麻町字園別１区
破産者　綿谷久美子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
宮城県東松島市赤井字舘前141番地３
破産者　荒川　京子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３号
秋田県横手市増田町狙半内字山崎72番地
破産者　髙橋　晴一
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６号
秋田県大仙市協和境字苅谷沢43番地75　境市営住宅Ａ―302、前住所秋田県仙北市角館町薗田久保１番地
破産者　雲雀二三代（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第４２号
千葉県銚子市和田町７―14　座古ビル２階、住民票上の住所千葉県銚子市唐子町21番地の２
破産者　藤本　勝昭
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２６６２号
横浜市南区通町１丁目６番地　田ビルⅡ401号、開始決定時の住所横浜市南区堀ノ内町２丁目159番地45
破産者　大槻　宗親
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１３０号
横浜市港北区小机町175番地９　サニーウエル泉谷Ｂ―203
破産者　中島　教行
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２６号
横浜市都筑区勝田南２丁目15番15号
破産者　長谷川由美（旧姓西川）
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６７号
横浜市鶴見区駒岡４丁目30番22―204号、開始決定時の住所横浜市鶴見区梶山１丁目１番27号　三ツ池パークハウス105
破産者　島津　久子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部